

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制整備に関する届出について

- 平成24年より、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。
- 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ定められていますので、新規参入事業者及び届出事項に変更があった事業者は、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書による届出が必要となります。



様式のダウンロードなど詳しくは

北海道 業務管理体制(障がい)

検索

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>



1 事業者(法人)が整備する業務管理体制の内容

法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任	業務執行の状況の監査
		法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任
20未満	20以上100未満	100以上
指定を受けている事業所等の数		

2 事業者(法人)ごとの届出

業務管理体制の整備は、事業者ごとに行ってください。
(事業所ごとに整備するものではありません。)

3 届出先

区 分	届 出 先
① 指定を受けている事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣
② ア 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者 イ 指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ 指定を受けている全ての事業所等が札幌市内にのみ所在する事業者	札幌市長
④ 指定を受けている全ての事業所等（障害児入所施設を除く。）が旭川市内のみに所在する事業者	旭川市長
⑤ 指定を受けている全ての事業所等（障害児入所施設を除く。）が函館市内のみに所在する事業者	函館市長
⑥ 上記①～⑤以外の事業者（事業所等が北海道にのみ所在）	北海道知事
主たる事務所の所在地が北海道内（札幌市を除く）	主たる事務所の所在地を所管する各総合振興局（振興局）社会福祉課
主たる事務所の所在地が札幌市及び道外	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

4 届出に必要な様式等(北海道知事に届け出る場合)

届出が必要となる事由	様式
① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則別記第6号様式
② 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合	又は 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則別記第5号様式
③ 届出事項に変更があった場合	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則別記第7号様式 又は 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則別記第6号様式

5 届出方法

原則、郵送。

6 北海道知事に届出する場合の提出先(問合せ先)

提出先	所在地等
北海道	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
①障害者支援法に基づく届出 保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課	☎ 011-204-5075
②児童福祉法に基づく届出 保健福祉部子ども政策局 子ども家庭支援課	☎ 011-206-8269
空知総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 ☎ 0126-20-0109
石狩振興局保健環境部 社会福祉課	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 ☎ 011-204-5864
後志総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 ☎ 0136-23-1936
胆振総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 ☎ 0143-24-9842
日高振興局保健環境部 社会福祉課	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 ☎ 0146-22-2559
渡島総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 ☎ 0138-47-9536
檜山振興局保健環境部 社会福祉課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3 ☎ 0139-52-6650
上川総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 ☎ 0166-46-5985
留萌振興局保健環境部 社会福祉課	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2 ☎ 0164-42-8319
宗谷総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 ☎ 0162-33-2985
オホーツク総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒093-8585 網走市北7条西3丁目 ☎ 0152-41-0690
十勝総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 ☎ 0155-26-9078
釧路総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 ☎ 0154-43-9254
根室振興局保健環境部 社会福祉課	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 ☎ 0153-23-6915

北海道(障がい者保健福祉課)



業務管理体制の届出に関する Q & A

平成 27 年 3 月

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課

Q 1 : 当法人は岩見沢市に本社があり、岩見沢市と滝川市と札幌市に居宅介護事業所を設置しているが、届出書はどこに提出するのか。

A 1 : 道内のみに障害福祉サービス事業所等が所在する場合は、事業者（法人）の主たる事務所（本社又は法人本部）が所在する市町村を所管する総合振興局（振興局）に提出することになります。

事例の場合は、本社が岩見沢市なので、空知総合振興局に提出することになります。

なお、主たる事務所（本社又は法人本部）が札幌市に所在する場合、すべての事業所等が札幌市内に所在する場合は札幌市に、それ以外は道庁保健福祉部福祉局施設運営指導課に提出することになります。

Q 2 : 当法人は複数の事業所を設置しているが、届出書は一つでよいのか。

A 2 : 届出は障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要がありますので、根拠条文により、それぞれ届出書を作成し、提出する必要があります。

根 拠 条 文	サービス等の種別
障害者総合支援法 第 5 1 条の 2	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労移行支援（養成施設）、就労継続支援（A 型）、就労継続支援（B 型）、共同生活援助、施設入所支援
第 5 1 条の 3 1	一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、特定相談支援（計画相談支援）
児童福祉法 第 2 1 条の 5 の 2 5	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
第 2 4 条の 1 9 の 2	障害児入所支援（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）
第 2 4 条の 3 8	障害児相談支援

したがって、設置している事業所等のサービス等の根拠条文が全て同じならば一つで足りませんが、例えば、一つの事業者（法人）で生活介護、一般相談支援、児童発達支援、障害児入所支援、障害児相談支援を実施している場合は、それぞれ根拠条文が異なりますので、障害者総合支援法の届出書を 2 通、児童福祉法の届出書を 3 通、合計 5 通の提出が必要になります。

Q 3 : 当法人では、障害者支援施設を2施設、旧知的障害児施設から移行して、みなし指定を受けている福祉型障害児入所施設を1施設設置している。

福祉型障害児入所施設への移行に当たり、18歳以上の入所者へのサービスを提供するため、障害者総合支援法に基づく生活介護及び施設入所支援の指定の申請を行い、指定を受けたが、届出はどうなるのか。

A 3 : Q 2のとおり届出は障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要がありますので、障害者支援施設の2施設と福祉型障害児入所施設の障害者総合支援法に基づく指定分を併せて1通、福祉型障害児入所施設分で1通、それぞれ届出書を作成し、提出することになります。

Q 4 : 当法人（法人本部の所在地は帯広市）では、①指定障害福祉サービス事業等（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・障害者支援施設（日中活動として、生活介護・就労継続支援B型））、②指定一般相談支援・指定特定相談支援、③指定通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）、④指定障害児入所支援（福祉型障害児入所施設）、⑤指定障害児相談支援（事業所は釧路市内にのみ2か所設置）を実施しているが、届出はどのようにしたらよいか。

A 4 : ①、②に関しては、障害者総合支援法に基づく業務管理体制の届出になりますので、①及び②それぞれで障害者総合支援法の届出書と添付書類を作成の上、事例の場合は、法人本部の所在市町村を所管している十勝総合振興局に提出してください。（2通の提出が必要）

③、④、⑤に関しては、児童福祉法に基づく業務管理体制の届出になりますので、③、④及び⑤それぞれで児童福祉法の届出書と添付書類を作成し、事例の場合は、③及び④については、法人本部の所在市町村を所管している十勝総合振興局に提出（2通必要）することになりますが、⑤については、指定障害児相談支援事業所を釧路市内にのみ2か所設置しているので、釧路市に届け出ることになります。（⑤について、釧路市以外の道内の市町村にも指定障害児相談支援事業所を設置している場合は、法人本部の所在市町村を所管している十勝総合振興局に提出することになります。）

Q 5 : 法令遵守責任者について、どのような者を選任すればよいか。

A 5 : 法令遵守責任者は、事業者（法人）の法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者です。事業者（法人）として、1名選任する必要があります。（事業所単位で選任するものではありません。）

法令遵守責任者については、何らかの資格が求められているものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法（又は児童福祉法）及び法に基づく命令の内容に精通した者を想定しています。

また、代表取締役、法人理事長、施設長又は管理者等である必要はありませんが、職員に法令遵守を徹底するための責任者という役割を担うものであるため、事業者（法人）内で、ある程度の役職にある者を選任することが望ましく、さらに、複数の事業所

等を運営している事業者（法人）にあつては、全事業所等の法令遵守について確認できる立場である必要があります。

Q 6 : Q 4について、届出書を5通作成することになるが、法令遵守責任者は同一の者を選任してもよいか。又は別々の者を配置すべきか。

A 6 : 法令遵守責任者を定める場合の考え方はQ 5のとおりです。

各根拠条文とも同一の者を充てても、別々の者を充てても差し支えありませんので、法令遵守を徹底することができる体制整備について、各事業者（法人）で検討の上、適切な者を選任してください。

Q 7 : 法令遵守責任者の役割は何か。

A 7 : 法令遵守責任者は、Q 5のとおり事業者（法人）の法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者になります。

規定上、法令遵守責任者は、配置後、これをしなければならない、というものはありませんが、事業者（法人）内の法令遵守（障害者総合支援法、児童福祉法はもとより、事業の実施に必要な関係法令等）を徹底するための取り組みを、法令遵守責任者を中心に実施していただくことになります。

Q 8 : 事業所等の数え方はどうなるのか。また、介護保険の訪問介護の指定を受けているが一緒に数えるのか。

A 8 : 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種類別ごとに1事業所等と数えます。

したがって、事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。（例：同一の事業所が居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合は、2つとなります。）

なお、指定（許可）を受けている介護保険の事業所等、地域生活支援事業（移動支援等）の事業所や基準該当事業所等については、数に含まれません。

また、従たる事業所や出張所についても、数に含まれません。（本体事業所（主たる事業所）と合わせて一つの事業所として数えます。）

Q 9 : 当法人では、障害者支援施設を7施設設置しており、日中活動で生活介護と自立訓練（生活訓練）を実施しているのが3施設、生活介護と就労移行支援を実施しているのが1施設、生活介護と就労継続支援B型を実施しているのが3施設である。
この場合の事業所の数え方はどうなるのか。

A 9 : 事業所等の数え方は、Q 8のとおりであります。障害者支援施設については、日中活動（施設障害福祉サービス）を複数実施していても、一つの障害者支援施設（サービス種類：施設入所支援）として数えます。事例の場合は7事業所となります。

Q10： 事業所等の数が20以上になると、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備し、当該規程の概要を届出書に添付しなければならない。

当法人では、①指定障害福祉サービス事業等（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・障害者支援施設（日中活動として、生活介護・就労継続支援B型））を15事業所・施設、②指定一般相談支援・指定特定相談支援を6事業所、③指定通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）を18事業所、④指定障害児入所支援（福祉型障害児入所施設）を3施設、⑤指定障害児相談支援を6事業所設置しているが、どうなるのか。

A10： 全体の事業所・施設の数、48事業所（①15＋②6＋③18＋④3＋⑤6＝48）になるが、根拠条文ごとに数えるため、①から⑤まで、それぞれ20未満の事業者として届出を行うこととなります。

したがって、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要の添付は要しません。

ただし、事業所等の数が20未満の事業者であっても、当該規程の整備を妨げるものではないので、必要な体制を整備するよう留意してください。

Q11： 届出書の具体的な記入の仕方がわからない。

A11： 別添記入例を参考にしてください。

Q12： 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えることとなっており、「同一の事業所が居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合は、2つとなります。」と例示されているが、みなし指定でも数えるのか。

A12： 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種類別ごとに1事業所等と数えるので、「みなし指定」された事業所も1事業所として数えます。

居宅介護事業所の指定を受けている場合は、障害者総合支援法施行規則第34条の7第2項の規定に基づき、重度訪問介護に係る指定を受けたものとされます。

したがって、「居宅介護事業所の指定申請の際に重度訪問介護事業所の指定を辞退した場合」又は「居宅介護事業所の指定を受けた後に、重度訪問介護事業所の廃止を届け出た場合」のいずれかでなければ、「居宅介護事業所」と「重度訪問介護事業所」の両方の指定を受けていることとなりますので、業務管理体制の整備の事項の届出の際に注意してください。

【参考】

障害者総合支援法施行規則第34条の7第2項

居宅介護に係る法第二十九条第一項 に規定する指定障害福祉サービス（以下この項において「指定居宅介護」という。）の事業を行う事業所であって重度訪問介護に係る法第四十三条第一項 の都道府県の条例で定める基準及び同条第二項 の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を満たすものについては、重度訪問介護に係る法第二十九条第一項 の指定を受けたものとする。ただし、指定居宅介護の事業を行う事業者が、別段の申出をしたときは、この限りでない。

Q13： 当法人では、指定多機能型事業所として、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスを同一敷地内で実施している。事業所の数え方はどうなるのか。また、届出書はどうなるのか。

A13： 事業所等の数え方は、Q8及びQ10のとおりであります。

したがって、事例の場合は、障害者総合支援法第51条の2関係で3事業所、児童福祉法第21条の5の25関係で2事業所と数えます。

また、届出書も障害者総合支援法第51条の2関係で1通、児童福祉法第21条の5の25関係で1通、それぞれ必要です。

Q14： 当法人は、石狩市に本社があったが、帯広市に本社が移転することとなった。こういう場合の手続はどうなるのか。

A14： 主たる事務所（本社及び法人本部）が道内の他総合振興局（振興局）管内に移転した場合、変更後の総合振興局（振興局）に、変更届（障害者総合支援法の場合：別記第6号様式（第8条関係）、児童福祉法の場合：別記第6号（第9条関係））の提出が必要となります。

なお、当該届出を受理した変更後の総合振興局（振興局）から、新たな事業者（法人）番号が付番され通知されることとなります。

北海道障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱

第1 目的

この北海道障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱（以下「要綱」という。）は、道が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32、及び第51条の33の規定、児童福祉法第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の19の2において準用する第21条の5の27及び第21条の5の28、第24条の39及び第24条の40の規定並びに障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年3月30日障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一的な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査対象事業者

指定を受けている事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）の所在地が全て北海道内であって、次に掲げる障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等以外の障害福祉サービス事業者等を対象とする。

- 1 指定事業所等が札幌市内にのみ所在するもの
- 2 指定事業所等（児童福祉法に基づく障害児入所施設を除く。）が旭川市内にのみ所在するもの
- 3 指定事業所等（児童福祉法に基づく障害児入所施設を除く。）が函館市内にのみ所在するもの
- 4 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村内にのみ所在するもの
- 5 指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村内にのみ所在するもの

第3 検査実施機関

1 総合振興局（振興局）

総合振興局（振興局）は、第2の検査対象事業者のうち、当該総合振興局（振興局）管内（札幌市を除く。）に主たる事務所（本社又は法人本部等）が所在する障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し検査を行う。

2 本庁

- (1) 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（以下「障がい者保健福祉課」という。）

障がい者保健福祉課は、第2の検査対象事業者のうち、札幌市及び道外に主たる事務所が所在する障害福祉サービス事業者等に対し検査を行うとともに、総合振興局（振興局）が行う検査のうち、特に必要があると認められる場合については、総合振興局（振興局）と合同で検査を実施する。

- (2) 保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課（以下「子ども家庭支援課」という。）

子ども家庭支援課は、第2の検査対象事業者のうち、札幌市及び道外に主たる事務所が所在する障害児通所支援事業者等に対し検査を行うとともに、総合振興局（振興局）が行う検査のうち、特に必要があると認められる場合については、総合振興局（振興局）と合同で検査を実施する。

- (3) 障がい者保健福祉課及び子ども家庭支援課は、検査の実施に必要な事項について、その取りまとめ、調整等を行う。

第4 検査

- 1 検査は、検査指針を踏まえ実施するものとする。

2 一般検査

- (1) 業務管理体制の整備に関する届出（以下「届出」という。）の内容を確認するため、当該届出のあった日からおおむね3年以内に1回、別紙1の手順により実施し、以降、3年を超えない期間ごとに同様に実施するものとする。

その際、検査実施機関は、年度当初に、様式1-1及び1-2により、検査実施計画を策定するものとする。

- (2) 総合振興局（振興局）は、毎年度5月末までに様式1-1を障がい者保健福祉課に、様式1-2を子ども家庭支援課に提出するものとする。

- (3) 一般検査は、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等から書面で報告等を徴収する書面検査を基本とし、必要に応じて、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等又はその従業者に出頭を求め、面接により届出事項の内容等について聴取する面接検査の方法又は障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等の事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する立入検査の方法により行うものとする。

- (4) 一般検査は、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対する実地指導又は監査と併せて行うことができる。

- (5) 一般検査（面接検査）又は一般検査（立入検査）の結果については、様式5により文書により通知するものとし、「第6 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、改善の状況等について、期限を付して報告を求めること。

3 特別検査

- (1) 特別検査は、指定事業所等の指定取消処分相当の事案が発覚した場合又は関係総合振興局（振興局）から様式1-2により指定取消相当事案発覚の報告があった場合若しくは関係市町村長から不正行為に対する組織的関与の有無の確認（以下「権限行使」という。）を求められた場合に、別紙2の手順により実施するものとする。

その際、総合振興局（振興局）は、事前に障害福祉サービス事業者等については障がい者保健福祉課に、障害児通所支援事業者等については子ども家庭支援課に報告するものとする。

- (2) 特別検査の実施に当たっては、障害福祉サービス事業者等の事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、指定取消処分相当の事案への組織的関与の有無を検証するものとする。

- (3) 特別検査は、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対する実地指導又は監査と併せて行うことができる。

- (4) 特別検査の結果については、様式5により文書により通知するものとし、「第6 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、改善の状況等について、期限を付して報告を求めること。

4 実施通知

- (1) 一般検査（書面検査）の実施に当たっては、様式2により、検査対象となる障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し通知するものとする。
一般検査（書面検査）は、業務管理体制の整備に関する届出内容について別に定める検査調書（自主点検表）の提出を求め、確認する。

- (2) 一般検査（立入検査）及び特別検査の実施に当たっては、様式3により、検査対象となる障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し、実施時期、検査担当者の職・氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

なお、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対する実地指導又は監査と併せて実施する場合は、当該実地指導又は監査の実施通知と同時に通知すること。

ただし、実効性ある実態把握の観点から必要と認めるときは、実施通知をしないことができる。（実施通知をしない場合は、立入時に速やかに告知するものとする。）

- (3) 前記2の(3)により、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等又はその従業者に出頭を求める場合は、様式4により、検査対象となる障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し、出頭を求める日時、場所、関係者の職・氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

5 報告等

- (1) 一般検査（立入検査）終了後、速やかに、その検査結果について様式6の業務管理体制確認検査（一般検査（立入検査））結果報告書を作成するものとする。

- (2) 特別検査終了後、速やかに、その検査結果について様式13の業務管理体制確認検査（特別検査）結果報告書を作成するものとする。

なお、総合振興局（振興局）は業務管理体制確認検査（特別検査）結果報告書を作成後、速やかに当該結果報告書を障がい者保健福祉課又は子ども家庭支援課に提出するとともに、関係総合振興局（振興局）に通知するものとする。

- (3) 検査終了後、年度末までに、検査実績書（様式1-1、様式1-2）を作成するものとする。

総合振興局（振興局）は、翌年度4月末日までに様式1-1を障がい者保健福祉課に、様式1-2を子ども家庭支援課に提出するものとする。

第5 検査体制

検査に当たっては、国及び関係市町村の指導監督部局並びに関係部署と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

- 1 一般検査（面接検査）を行う場合は、2名以上で対応すること。
- 2 一般検査（立入検査）及び特別検査を行う場合は、2名以上の班を編成し、原則班長は係長（主査）職以上とする。

第6 行政上の措置等

1 行政上の措置

- (1) 検査の結果、次の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し、様式7又は様式9により文書で通知するものとする。

ア 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

また、命令をしたときは、その旨を様式10により公示するものとする。

- (2) (1)の行政上の措置に係る対応については、期限(対応に要する時間を考慮し、適宜設定)を付して報告を求めるものとする。

2 弁明の機会の付与

命令に該当すると認められる場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定に基づき、様式8により文書で弁明の機会の付与を行う。

ただし、同法第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、同法第13条第1項第2号の規定は適用しない。

3 命令違反に係る通知

障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等が前記1の(1)のイの命令に違反したときは様式11により、当該違反の内容を関係行政機関に通知するものとする。

また、関係総合振興局(振興局)及び障がい者保健福祉課又は子ども家庭支援課に当該通知の写しを送付すること。

4 市町村等への通知

市町村指定の事業所等において、指定取消相当事案が発覚し、当該市町村からの権限行使の求めに応じて特別検査を実施した場合の結果は、様式14又は様式15により、求めのあった市町村に文書で通知するものとする。

第7 情報管理

検査担当職員は、検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法令、一般的な行政文書の管理に関する規程等に即して、検査及び指導監督の目的以外には使用しないよう適切に管理すること。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年 1月11日から施行する。

平成26年 3月31日一部改正

平成 2 7 年 3 月 3 1 日一部改正

平成 2 8 年 4 月 2 2 日一部改正

平成 2 8 年 8 月 9 日一部改正

令和 元年 1 1 月 5 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 5 日一部改正

令和 5 年 6 月 1 日一部改正